

平成27年分確定申告書作成会場について

確定申告と納税の期限は、所得税及び復興特別所得税と贈与税は3月15日（火）、消費税及び地方消費税は3月31日（木）までです。

仙台北税務署では、次のとおり確定申告書作成会場を開設します。

（土・日・祝日を除きます。ただし、2月21日と2月28日の日曜日は開設します。）

○仙台北税務署

所在地 仙台市青葉区上杉1-1-1
開設期間 2月16日（火）～3月15日（火）
開設時間 午前9時～午後5時

○アズテックミュージアム

所在地 仙台市太白区中田町杉ノ下18
開設期間 2月8日（月）～3月15日（火）
開設時間 午前9時～午後4時



- 午後3時以降は、会場が大変混雑する傾向にあり、混雑状況に応じて、受付を早めに終了させていたただく場合がありますので、なるべく早い時間帯にお越しください。
- 各作成会場は、駐車可能台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。国税庁ホームページ^{*1}の「確定申告書等作成コーナー」で申告書の作成ができます。自宅で作成して所轄税務署に郵送等により提出してください。「電子申告（e-Tax^{*2}）」により提出することもできます。

確定申告書等作成は自宅でネットが便利です

国税庁ホームページ^{*1}の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、簡単に所得税や消費税、贈与税の申告書を作成することができます。

「確定申告書等作成コーナー」を利用すると・・・

- ①入力した金額の合計等は「自動計算」のため計算誤りがない
- ②医療費の明細書や青色申告決算書等も作成できる
- ③作成中のデータを保存し、保存したデータを読み込んで作業再開できる
- ④保存したデータは、翌年読み込んで活用できる
- ⑤24時間利用できる（e-Tax^{*2}での送信は、3月15日（火）まで24時間送信が可能）

作成した確定申告書等の提出方法は、次の2通りです。

- ①印刷して管轄税務署へ郵送等により提出（書面提出）
⇒電子証明書等の事前準備等は不要
- ②自宅のパソコンでe-Tax^{*2}から送信
⇒電子証明書等の事前準備等が必要

ぜひ、国税庁ホームページをご活用ください。



仙台北税務署からのお知らせ

■問い合わせ先 ☎222-8121

※1 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

※2 e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

確定申告に関する情報



①所得税の確定申告が必要な方

次に該当する方は、確定申告が必要となります。

○給与所得者の方

- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与を1か所から受けていて、給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方

○給与所得以外の方

- ・事業をしている方や不動産収入のある方、土地・建物などの不動産や株式等を買った方などで一定の要件に当てはまる方

②公的年金受給者の方

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、多額の医療費を支払ったときなど、源泉徴収された所得税の還付を受けるためには、所得税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、所得税の確定申告が不要の場合でも、住民税の申告が必要な場合がありますので、詳しくはお住まいの市区町村におたずねください。

③給与所得者の還付申告

給与所得者の方で次に該当する方などは、確定申告をすることにより源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ・多額の医療費を支払った方
- ・住宅ローンなどによりマイホームの取得や増改築などをした方
- ・年の途中で退職し、再就職していない方

所得金額や税額の計算の仕方など、確定申告に関してご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。音声案内「1」番により「確定申告電話相談センター」におつなぎします。

納税は口座振替、還付金の受取は口座振込みで！

納税には、便利な振替納税をお勧めします。

振替納税を希望される方は、納期限までに納税地を所轄する税務署又は預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書（納付書送付依頼書）」を提出してください。

○所得税の納期限・・・3月15日（火）

⇒ 口座振替をご利用いただいた場合の振替日は4月20日（水）です。

○消費税及び地方消費税の納期限・・・3月31日（木）

⇒ 口座振替をご利用いただいた場合の振替日は4月25日（月）です。

また、還付金の受取は、口座振込みをご利用ください。

振込先は、ご本人名義（屋号のつかないものに限り）の預貯金口座となります。